

<会員のひろば>

法における「市民」と「人間」

—協同組合運動との関係で—

高橋 良彰（山形県／山形大学人文学部講師）

「市民生活」、「市民運動」など、「市民」という言葉は色々な場面で使われています。協同組合運動においても、「市民」という言葉がもつ意味を無視することは出来ないほどの広がりを持っていることは確かですが、「市民」という言葉から受けた印象は様々なものがあり、その点を簡単にでも整理しておくことは必要であるかもしれません。

他の場合はいざ知らず、法学者が「市民」という言葉を使う場合、ニュアンスの違いを持ちながら、ある程度固まった意味合いを持っているように思われます。つまり、「市民社会」の構成員としての「市民」という、ある意味では抽象的で形式的な概念としてのそれです。そこでは、「自由・平等・友愛」という標語に見られるように、「自由」で「平等」な主体が「友愛」をもとに社会を構成しているということが想定され、めざされています。

協同組合運動に関心を有する人に、このような意味での「市民」という概念の意義を強調すると、「それは、いわば絵に描いた餅のようなもので、実体のないものでしかない」といわれることがあります。そして、「市民」というようないわば「仮面」を脱ぎ捨て、「人間」としての結びつきを、それに対置するわけです。

私自身は、法学者として、このような批判に対してもっともを感じるとともに、しかし、なぜ法学者がこのような形式的・抽象的な「仮面」としての「市民」概念をもって法学という学問体系を作らざるをえなかったのかを考えもらいたいと思っています。いわば「仮面（市民）」をかぶらなければならなかったその理由を、その意義を考えてほしいということになります。

確かに「人間」が「裸の人間」としてつき合うことが出来、それで社会がうまくいくのならこんなにすばらしいことは在りません。しかし、「生身の人間」は、あるいはお金持ちであったり、貧

乏であったり、男であったり、女であったり、歳をとっていたり若かったり、個々人一人一人違った「人間」であり、違った個性を持つ主体ということが出来るでしょう。そこでは、「自由・平等・友愛」といっても、まったく異なった一人一人の「人間」にとっての「自由」・「平等」などありえないことになってしまいます。

法学は、「市民」という「仮面」をかぶせることにより、ともかく同じ「仮面」をかぶっている者同士を、形式的ではあれ「自由」で「平等」な主体として認め、強いものであっても、弱いものであっても、同じ法主体として取り扱うことを可能にしました。いわば、同じ「仮面」をかぶる者同士というレベルで、同じ法の下に、その主体としての仲間となるわけです（友愛）。歴史的には、近代市民法の形成の時代というのは、このような意義を持っていたといえます。

協同組合の中で、このような「仮面」の部分を必要とするか、という問題は私自身興味のある問題ですが、「仮面」をかぶらなければならない場面はあるようです。少なくとも協同組合以外の者（法人を含む）との間では、この「仮面」を脱ぐことは危険と言えましょう。法学が、「市民」という「仮面」をかぶせることによって獲得した「仲間」は、資本主義社会のもとでは、「赤の他人」としてたちあらわれるからです。様々な場面での価格競争・価格交渉においては、このことはもつとも明確に生じてきます。そこでは、「市民」は、欲望の仮面をかぶった「他人」としてたちあらわれてきます。

協同組合の中ではどうでしょうか。様々な経済活動によって生じた余剰（人的・物的資本）を、みんなのために役立てるというレベルでは、欲望の仮面をかぶった「他人」となる可能性はないかもしれません。しかし、この余剰を個々人に分配

するという問題になった場合、「仲間」ではない「他人」の顔が見えてこないでしょうか。株式会社などでの雇用者と被雇用者との関係(市場での分配)や、配当などにおける株主と企業との関係(営利)の問題などと比較した協同組合の原理を改めて考えてみる必要があるかもしれません。

このように「市民」は、「仲間としての顔」と「他人としての顔」を、現代では見せていているともいえます。私自身は、これをなんとか「仲間としての顔」として練りあげていきたいと思い、そして出

来れば、本当の意味での「人間」として人々がつき合えることを願い、その歴史的な修練の場として協同組合運動に興味を持ったのですが、現実の活動のなかではどうなのでしょうか。近代市民法が、「人間」に「市民」という仮面をかぶせることによって形の上だけでもあれ作り上げた「自由・平等・友愛」の精神とあわせて、現代の協同組合運動に取り組んでおられる方々に尋ねてみたい事柄です。

協同総研理事会だより

3月11日に東京において、1994年度第4回常任理事会および第2回理事会が開催された。

〈名古屋・全国協同集会〉〈1年間取り組まれた雇用シンポジウム〉〈労働者協同組合法制化とICA原則改訂〉〈高齢者協同組合構想とヘルパー講座企画での研究所の協力〉〈基本研究会の取り組みと各研究会の発足〉〈委託研究（特にセンター事業団「よい仕事、調査」）の進行状況〉〈会員の状況〉等の報告を受け討議が行なわれた。

阪神大震災が我々にあたえた衝撃と、これから社会展望への課題の重みは計りしれないものがある。研究所もこの課題をしっかりと受けとめ、日本の進路選択を迫るような協同の側からの産業・経済・社会政策の策定作業に取り組むことが、いま緊急に求められているのではなかろうか。これについて伯仲した議論がなされた。

本年9月の世界大会へむけ、国際協同組合同盟（ICA）では協同組合原則改訂の作業に取り組んでいるが、所報2月号でも特集したように原則に関わる「声明」「宣言」がだされ、新しい原則を深めることを日本の協同組合陣営でも進めいかなければならない。特に2月にだされた第2次最終案（所報3月号掲載）の、「サービスへの自覚的取り組み」「自律性」「コミュニティへの責任」という三つの原則は労働者協同組合としても注目に値するものであり、あと「教育」の原則に当初

もりこまれていた「人間発達」の視点が入ることが求められてこよう。

阪神大震災を契機に非営利組織に注目が集まっているが、このことは自然災害を契機に経済・社会の大きな変動を見つめ直しているということであろう。就労保障を当然としつつも働きがいある仕事への要求、非営利的な仕事と事業領域の拡大、公共投資の質的転換など、人々の要求は広がり、新しい多元的な経済社会を求める大きなうねりが巻きおころうとしている。特に研究者・専門家の中から労働者協同組合や非営利組織にたいする関心と共感がひろがっているいま、非営利組織法制の運動とも提携しながら労働者協同組合法制化の運動を展開することを研究所の重点課題としたい。このICA原則検討、労働者協同組合法制化の二つの課題へ接近するために、本年の第5回総会は来る6月24日（土）に東京近辺にて開催し、合わせて24～25日（日）にシンポジウム「ICA新原則・労働者協同組合法制を考える（仮）」を開催することが決定した。

同時に次期総会は、役員改選期にあたるので、選考委員会を発足させ以下の選考委員のもとで次期の役員体制を検討することとなった。

菅野正純（協同総研専務理事）

菊池陽子（協同総研理事、埼玉協同研）

田村守保（協同総研理事、センター事業団）

富沢賢治（協同総研常任理事、一橋大学）

中田宗一郎（協同総研監事、労協連）

古谷直道（センター事業団技術部）